

内閣府、総務省、  
○文部科学省、農林水産省、令第一号  
国土交通省

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 盛山 正仁

農林水産大臣 坂本 哲志

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

国立研究開発法人情報通信研究機構が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第二項第一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人情報通信研究機構が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第二項第

内閣府、総務省、

一号に規定する業務に係る業務運営に関する命令（平成十六年文部科学省、農林水産省、令第二号）

国土交通省

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号。以下「機構法」という。)第十四条第二項第一号に規定する業務のうち、機構法第二十条第一項第二号から第五号までの各号に掲げる事項(以下「システム法の研究開発に関する事項」という。)に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇三 略」</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)が行う国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号。以下「機構法」という。)第十四条第二項第一号に規定する業務のうち、機構法第二十二條第一項第二号から第五号までの各号に掲げる事項(以下「システム法の研究開発に関する事項」という。)に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この命令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。